

小値賀町議会第三回定例会は、平成十七年九月二十日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員

十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加

藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山

一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
治

輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教育長	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	空港管理事務所長	教育次長	農業委員会事務局長	保育所長
山田	三浦	神川	巖充	大黒	西村	谷良	筒井	松本	中村	吉元	平野	西野	熊脇	松永
憲道	清敏	清敏	充也	泰三	久一	良一	英敏	充司	敏章	信之	久之	浩三	一也	誠一

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 升
永 水
清 裕
美 司

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成十七年九月二十日（火曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（松永勇治議員・岩坪義光議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 行 政 報 告
- 第四 一 般 質 問
- 第五 報告第七号 平成十六事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告について
- 第六 報告第八号 財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件
- 第七 報告第九号 小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件
- 第八 議案第四六号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について
- 第九 議案第四七号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について
- 第十 議案第四八号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について
- 第十一 議案第四九号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第十二 議案第五〇号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加とこれに伴う規約の変更について
- 第十三 議案第五一号 長崎県市町村土地開発公社定款の変更について

- 第十四 議案第五二号 長崎県市町村土地開発公社定款の変更について
- 第十五 議案第五八号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第十六 議案第五九号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第十七 議案第六〇号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

追 加 議 事 日 程

- 第十八 議案第六一号 工事請負契約の締結について（柳漁港地域水産物供給基盤整備工事）

午前十時零分開会

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十七年小値賀町議会第三回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、六番・松永勇治議員、七番・岩坪義光議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から九月二十九日までの十日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から九月二十九日までの十日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長（山田憲道） 皆さん、おはようございます。

町 長

本日、ここに、平成十七年小値賀町議会第三回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は小値賀町に影響を与える台風が三回接近しましたが、今年も先日六日、諫早市に上陸という台風に見舞われました。幸いにして当町においては、最小限の被害であったことでひと安堵いたしておりますが、全国的には多数の死者が出るなど甚大な被害が出ております。

被害に遭われました方々に心からお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは開会に当たり、前定例会以降、今日までの町政の重要事項についてご報告申し上げますと共に、当面する諸問題について所信を申し述べたいと思っております。

総務課関係について申し上げます。

七月十四日から十七日までの四日間、大阪市において、島の情報発信イベント『しまづくりキャラバン in 大阪二〇〇五』が開催され、小値賀町も出展し、ブースでの情報発信や試食コーナーでのスイカ・メロンの試食会等、「おぢか」の魅力を大いにアピールしてきております。

次に、長年愛読されておりました『館報おぢか』が七月号をもって廃刊となり、八月より新たに広報誌として『おぢか新聞』を発刊しております。読者の皆さんの意見を幅広く取り入れて、「より分かりやすく」「より読みやすく」「より充実した情報提供」ができる広報誌にしたいと考えております。

七月には任期満了による農業委員会委員の改選があり、新しい農業委員さんが決まっております。

また、今月は突然の衆議院の解散により、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査が実施されました。

小値賀空港について申し上げます。

ORCのアイランダー路線のことにつきましては、全員協議会など機会あることにご説明いたしてまいりましたが、今日までの経過を報告いたします。

ORCは、パイロットの補充が出来ないとして、小値賀から福岡便を平成十六年四月から運休しておりましたが、本年一月に十七年三月三十一日をもって小値賀から長崎線・福岡線を廃止したいとの申し入れがありました。絶対に入れないべき事柄ではない旨、返事いたしております。翌二月に長崎県・長崎県議会・ORCに対し、航空路は住民の空の足と

して、また、地域振興には不可欠であり、欠くことの出来ない交通手段であるとして、航空路線の存続を陳情いたしました。

しかしながら、航空路線を廃止したいとの意向は変わらず、五月以降何度か交通政策課と路線廃止後の小値賀町の振興策などについて協議しております。六月に行われたORC株主総会で、十八年三月末での路線廃止議決がなされております。七月、路線廃止について全員協議会で了承を得、交通政策課へその旨通知しました。九月五日付で長崎県離島航空路線協議会へ、定期航空路線廃止にかかる同意書を提出しました。また、十二日には廃止後の小値賀町の振興策などについて、長崎県・長崎県議会へ陳情を行っております。この間、廃止後のビルや管理事務所の問題、町の振興策について議会、課長会等で協議を重ねてまいりました。路線廃止に伴うターミナルビルの解散手続きにつきましては、新上五島町と協議しながら進めてまいります。

また、これとは別に、新たな航空会社の参入の可能性について模索中でございます。
住民課関係について申し上げます。

敬老の日は九月の第三月曜日になっておりますが、納島が十五日、笛吹地区が十八日、農家地区が十九日と分かれて敬老祝いが催されました。地区会長さんや婦人会の方々のご協力でお年寄りの方も楽しいひと時を過ごされたようです。敬老祝いに招待を受けた七十歳以上の方は、千百九名で、昨年より六名増えております。当町における最高齢者は百四歳で、百歳以上の方はその方だけです。

保健班では、六月二十八日から七月三十一日の間の十四日間、生活習慣病健診を実施しました。昨年とほぼ同じ数の五百八十七名の方が受けています。九月一日から来年の三月半ばまで、集団健診を受診できなかった方々を対象に、診療所で施設健診を実施しております。健診と合わせて糖尿病教室、肥満教室等のいわゆる生活習慣病予防健康教育を実施しており、今年度は運動教室も計画しております。循環器系疾患の予防対策として、昨年に引き続き家庭血圧測定事業を、国保モデル事業として取り組んでおります。今年度で町内の全地区を網羅することになり、十六歳以上の全町民を対象とした点でとても意義ある事業と思われれます。

環境班では、いよいよ十月から自動車リサイクル法による廃車の町外搬出が始まります。今議会にも補正予算に計上いたしておりますが、海上輸送にかかる費用の八割がリサイクル促進センターから補助されます。産業振興課関係について申し上げます。

まず、農林班関係について申し上げます。

春先からの異常渇水で農作物の生育に大きな支障をきたしました。特に水稻は水管理に大変苦慮し、離島地区においては、一部の水田で枯死する稲も見られましたが、七月に入りまとまった雨に恵まれ、また今年は好天にも恵まれたためか、稲の生育が通常より早く、八月十一日にはライスセンターへの出荷が開始されました。集荷数量は、自主流通米六千七百二十五袋で、昨年に比べ二百一袋の増となりましたが、品質においては、水不足の影響による登熟不足などから一等米は九百五十袋で、出荷数量全体の一四・一％となりました。

今年も小値賀に影響する台風十四号が諫早に上陸いたしました。この台風による被害は、ブロッコリー等の農産物被害額三百八十四万円、ハウス施設被害三百五十八万四千円、農業用施設六十三万五千円、合わせて八百五十九千円の被害額となりました。被害に遭われた皆様方には、心からお見舞いを申し上げます。

九月四日予定されていた九月子牛せり市も、台風の影響で十一日に変更となりました。そのため、他の県内各地域の子牛せり市日程の関係から、宇久・小値賀で二日間の予定が、午前中宇久、午後から小値賀と一日での子牛せり市となりました。今回は、百頭の取り引きが行われ、総平均で四十六万八千六百四円、前回六月子牛せり市より四万八千三百七十円の高値となり、去勢牛の平均価格は、五十万九千三百三十八円、雌牛の平均価格は、四十万七千五百五円となりました。また、恒例の牛の塔祭及び共進会は十二日に行われ、上位入賞牛は、十月二十日、田平町で開催される県北地域和牛共進会に代表牛として出品されることとなります。

担い手公社では、農家支援の一環として、ブロッコリー・メロン・トマト・玉ねぎ苗の育苗を行なっており、八月十五日から随時供給しております。また、研修事業として、研修ハウスでトマトを、圃場でブロッコリーの栽培を行っております。

農業委員会では、七月任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、この改選により、七名の新任委員さんを含め、十六名の委員さんが選出されております。また、七月二十一日に改選後第一回総会が行われ、会長に松口政之氏、会長職務代理者に山本猛氏が選ばれています。

水産班関係について申し上げます。

先の台風十四号につきましては大変心配しておりましたが、幸いに水産被害は無く、漁家の方々は安心されたことと思えます。

漁業資源の減少や磯焼けの影響などにより、生産が低迷している離島漁業の再生を図ることを目的に、今年度から五カ年の期限立法で、『離島漁業再生支援交付金』が制度化されました。これは、種苗放流等漁場の生産力の向上に関する取り組みや、地域の創意工夫を活かした、新たな取り組みを行う漁業集落の活動を支援する制度でございまして、小値賀では十三地区の漁業集落を一つの集落とみなして取り組むことになり、今回、事業費について予算を計上いたしております。

商工観光班関係について申し上げます。

九月三日、小値賀町観光協会十周年記念事業が開催され、当日は県内外から二十名を超える来賓の方が来島し、「カヌー体験」「おぢか焼き体験」「野崎探訪」「ゴルフ」「アジ釣り」「島内観光」等の体験型観光のプログラムを提供させていただきました。特に「カヌー体験」を、柿の浜海水浴場から納島までのコースで行い、小値賀の海の碧さ、島の緑の豊かさ、火山群のすごさ等を十分に満喫していただけたのではないかと思います。夕方からは浜崎鼻キャンプ場で、小値賀における観光等について有意義な意見交換が行われました。会場には小値賀の特産物「アワビ」のバター焼きや、伊勢エビのみそ汁、サザエの壺焼き、その他に婦人部によるじげもん料理がところ狭しと並べられ、小値賀の「味」を堪能していただきました。翌日は、台風十四号の影響で、離島開発総合センターで予定されていた「おぢか観光説明会」は中止ということになってしまい、直接小値賀の観光資源や、観光プログラムを説明が出来なかったことが残念でありませんが、町外からの参加者の方には資料を送付し、アンケートをお願いしております。前日の様々なイベントで小値賀の魅力を、参加者の全員が感じていただけたのではないかと思います。これからも交流人口増加のため、情報発信を大いにやりたいと考えています。

また、八月十五日には、毎年恒例のペーロン大会・夏まつり大会が町内外から多くの方々が参加して開催され、二十日には、あじ釣り大会が、これまた町内外から多くの方々が参加され大変な賑わいを見たところです。

野崎島自然学塾村の利用促進のためには、企業等の研修の場としての提供も考えられます。その手始めとして、九月十日・十一日の二日間観光産業において、世界的に有名なアメリカ国籍のアレックス・カー氏が来島されました。外資系企業の企業研修が九月三十日から十月三日までの四日間の日程で当町にて行われることになっており、そのための来町で野崎自然学塾村と小値賀を下見され、小値賀の自然が大いに気にいられた様子でございます。今後、このような企業研修が継続的に行われることを期待しております。

じげもん推進班について申し上げます。

まず、じげもん販路拡大事業の一環として、去る七月十六日、新上五島町有川で開催されました「ふるさと産品市」に、当町より産業振興課職員をはじめ、園芸部会・農協・漁協・担い手公社から計十二名参加し、メロン・西瓜・イサキ・すぼかまぼこ等十八品目を出品し、また、西瓜の早食い競争等のイベントを行い、当町特産品の販売及びPRを実施するとともに、新上五島町の方々との地域間交流と親睦を図りました。今後も継続して参加し、当町特産品の販路拡大を目指したいと思えます。

次に、地元農水産物のブランド化と流通対策事業の一環として、八月二日に当町のアールスメロン生産者及び町内の関係機関と流通業界の専門家である、サミットリテイリングセンターの新谷千里氏を大阪よりお迎えし、小値賀メロンのブランド化と、新たな販売ルートの開拓について懇談会を実施いたしました。懇談会では、宅配事業への取り組み検討や、日本一と言われている静岡メロン等、他産地メロンとの比較検討も行いました。小値賀メロンは、糖度が静岡メロンより高く、味では決して負けてはいないものと思われまます。講師の新谷千里氏からも、「小値賀メロンの特徴である、糖度が高いことをセールスポイントとして、他産地と差別化を図り、もっと積極的にアピールすることが大事」と指摘されました。今後、生産者組織及び関係機関との連携を密にし、小値賀特産品ブランド化の手始めとして、小値賀メロンのブランド化を推進し、新たな販売ルートの開拓を目指していきたいと思えます。

教育委員会関係について申し上げます。

九月に入りましたが、夏休み期間中、子どもたちに大きな事故や病気もなく、元気で二学期を迎え、日々勉強にスポーツにとがんばっているところでございます。

六月補正で予算化させていただいておりました中学校のパソコンも、夏休みを利用して整備しました。

また、笛吹地区下水道事業の完成に伴い、総合体育館・総合グラウンド・若者交流センター及び中村・松香丘教員住宅の下水道への接続工事につきましても、八月末に完了しております。

例年行われている「長崎県少年少女合唱団合同演奏会」が、八月二十七日、川棚町で開催され、団員二十八名が日ごろの練習の成果を披露してきました。

市町村合併により最後となった「第四十回北松浦郡郡民体育大会」が九月三日から始まり、本町体育協会選手団も参加いたしました。折からの十四号台風のため、交通機関の欠航が懸念され、断腸の思いで四日の全試合を急遽キャンセルして

帰町しております。なお、野球の試合は前日行われておりました。

十八日には、幼稚園・保育所の合同運動会が行われましたが、笛吹地区の敬老会も行われたため、お年寄りの方にとってはお孫さんの応援が出来ず残念だったのではないのでしょうか。

また、二十五日に中高合同体育大会が、来月三日には、町民総参加の「第三十九回町民体育レクリエーション大会」が予定されております。皆様のご参加、ご声援をお願いいたします。

診療所について申し上げます。

本年三月定例会で看護師が二名欠員であるとの報告をしておりましたが、更に七月末で看護師長が退職し、三名の看護師が不足という事態になりました。議員の皆さんもホームページ等で看護師を募集していることはご存知のことと思いますが、そのホームページを見て神奈川県から応募がございました。九月一日付けで採用いたしておりますが、まだ二名の看護師が不足しております。町民の皆様には多大のご不便をおかけいたしますが、引き続き看護師確保のため努力いたします。

議案関係について申し上げます。

まず、一般会計補正予算であります。今回の補正は普通交付税の額の決定、新規に始まる離島漁業再生支援事業、県道拡張工事にかかる防火水槽の移設、その他急を要する事業費等について計上いたしております。

今回の補正額は九千七百五十万円で、現計予算と合算した本年度の一般会計歳入歳出予算額は、二十九億五千六百五十万円であり、前年同期の予算に比べ、五・三％・一億六千六百万円の減となっております。

特別会計は国保会計他三会計で、補正額は八千六百六十一万七千円となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについてご説明申し上げます。

「平成十六年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定」につきましては、決算審査を七月二十一日から二十九日まで実施していただきました。監査委員の決算審査意見書、並びに主要施策の成果報告書を付してご提出いたしております。

その他の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

本定例会には、議案十五件、認定一件、報告三件の合計十九件の審議案件をご提案いたしております。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（近藤一輝） これで行政報告を終わります。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	二十六分	—
—	再開	午前	十時	二十七分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

十番・立石隆教議員

十番（立石隆教） 私は交流人口増大策を重点政策として、活性化に取り組む必要性についてと、航空路線廃止の経緯と今後の対応と取り組みについて、そして公共施設のアスベスト調査と対策について町長に質問いたします。

まず、第一点の交流人口増大策を政策の中心にして取り組むことについて伺います。

六月定例会においての観光に関する小辻議員の質問の中に私も同感とするところがあり、今回さらにこの問題について議論を進め、町としての方向性と具体的な取り組みの形を提示するきっかけにしたいと思うものでございます。

六月定例会の折、町長は、交流人口を増やすことについては、重要だとの認識をもっており、今後も観光産業を育成していくとの答弁がありました。まず最初に交流人口の増大策がなぜ重要だといえるのかについての認識を伺います。

本町の産業の柱は農漁業の第一次産業であることは誰もが承知のことです。本町の予算を見ればそのことがはっきりと分かります。従来より農漁業には予算的にも大きなウエイトをかけてきているのも事実です。しかし、特に高度経済成長の時代から近年まで、国県町の働きかけにより漁業にしても農業にしても基盤整備が進み、第一次産業振興のためにかなりの金額が投下されてきました。しかし、それで、生産者の所得はどれぐらい向上したのでしょうか。また、その後継者は育ったのでしょうか。小値賀を支える産業として大いに活性化したのでしょうか。それを改めて振り返って考えるとき、従来の産業育成策の単なる踏襲だけでは、今後も打開策は見いだせないのではないかとの思いが湧いてまいります。

なぜなら、海を渡るといふ割高の輸送コストと輸送の時間がかかるということが常につきまとうからであります。都市近郊の第一次産業の村や町と競争するには、避けがたい離島というハンディを常に背負わされているからであります。ならばどうするか。

特別な品や良質な品物の産地化を目指すのも結構ですが、膠着した産業振興策を見直し、新しい展開を考えるなら、本来小値賀が持っているハンディを逆手にとり、消費者に輸送コストを負担してもらうという王国化、即ち小値賀に来てもらう消費してもらうことに力を注ぐ必要があると考えます。いわゆる地産地消です。そしてそのことを通じて、小値賀の製品のファンになつてもらい直販する顧客を独自に持つことにつなげていけば、生産者の所得向上に大きく貢献できることとします。そうした意味で、第一次産業の振興のためにも、加工品の開発製造などを促すためにも、交流人口増大こそが産業活性化の重要なポイントになると思つてはいますが、町長も同様の認識をお持ちでしょうか。考えを伺います。

現在の小値賀町における本土部との交通機関は海上交通と航空路です。海上交通機関についても、航空路についても民間の会社が経営している状況ですから、利用者の増減がその利便性の維持や向上に大きく関わってくることは承知の通りです。したがつて、島の人口が減少していくとなれば、航空路はもちろんですが、海上交通機関についても、いつまでも現在の利便性を保てるのか、いつまでも現在の経営が維持できるのか、常に不安を抱き続け、しまいには「乗り手が少ないから一日一便、あるいは二日に一便でもしようがない。無理も言えない。」ということになりかねないのです。会社が撤退すれば最後には行政が乗り出さなければなりません。会社が撤退する状況ですから町が仮に運営しても経営が好転するわけではありません。国や県の補助も含めて行政経費の増大となり、国や県や町の財政を圧迫します。小値賀や宇久町の定住人口を増やせばいいのですが、なかなかそれが難しい。ならば「仮にそうなつてしまつても仕方がない」と諦めるしかないのでしょうか。それでは島に住むものにとつて悲しすぎます。

会社は利用者が多くて採算が取れるとなれば、当然のごとく航路の維持やあるいは今より以上の利便性の向上を図るようになるものです。航空路も維持が出来ます。このように島に住むものの今の生活環境を維持する観点からも交流人口を増大させることが重要なポイントだと思つておりますが、この点についても町長の認識を伺いたいと思つています。

このように交流人口の増大が今後の小値賀にとつて重要なポイントになるとの認識に立てば、今度はそれをどのようにして実現していくかという策、政策が必要となります。交流人口を増大させるといふと単に観光に力を入れることだけ

だと思つたら大間違いです。交流人口を増やすための方法は、もちろん観光客を増やすことが中心ですが、その他にイベントを開催することで人を呼ぶ方法もあります。また、文化的な事業や医療や介護関連事業を展開することで来島者が増やす方法もあります。先進的な取り組みを積極的に実施することでその視察のために来島する人数が増えることもあり得ます。

交流人口を増やすと考えたとき、単に見て回る観光をイメージするとすれば、可能性も期待も現段階では少ないでしょう。しかし、ありのままの自然を生かしたツーリズムや小値賀の生活や文化を活かしたツーリズムの新たな事業や、産業とリンクさせたグリーンツーリズムやブルーツーリズムの新たな事業など、今ある財産を十分に活かすことが出来れば、交流人口を増やす可能性を小値賀は十二分に持っていると思います。現在の取り組みの中で言えば島の自然学校であり、自然体験型のツーリズムであり、エコミュージアム構想であり、アイランドツーリズムの取り組みであり、会社研修や学生のゼミナール、あるいは修学旅行、大学による研究機関誘致などがあります。

また、純粹には観光の分野ではありませんが、イベントを開催し、ある一定期間に多くの来訪者を増やすやり方もいろんなところで行われております。博多どんたくや広島のパワーフェスティバルなどには他県から多くの方々が集っております。小値賀において言うならば、「おちか国際音楽祭」がこれにあたります。

また、文化的な事業として、焼き物の里や万葉集の里づくりにより関心を集め訪問者を増やす取り組みもあります。伊万里焼の小さな集落には、常時訪れる客が存在し、レストランや駐車場が年間を通じて開業しております。

対馬市の町づくりのなかで癒しの島としての地域作りが柱の一つとなっています。アイランドセラピーという新しい分野を掲げ、都会で疲れた体と精神をゆっくり癒し、島が一種の医療的な役割を果たそうというものです。また、リゾート施設が最新式の癌検診機械を購入し、一流大病院とのインターネットを利用した診断システムを構築し、医療と観光を結びつけた取り組みも始まっています。介護についても、有料の老人ホーム、これは高額の老人ホームを指しておりますが、そういうものの中には田舎の素晴らしい環境に施設を作り、素晴らしいスタッフをそろえて、快適で楽しい夢のような老後を送る手伝いをする事業も始まっており、その施設に入った父母や祖父母に会うために子供達や孫達が来訪することで交流人口が増えることも実際に起こってきているところがあります。

このように一口に交流人口の増大策と言っても、さまざまなジャンルがあるし、その中でも多種多様な取り組み方がある

ます。小値賀にあった方法は何なのか、複数のやり方を同時進行で行うなら、それらの取り組みをどのように位置づけ、配置し、関連づけていくかなど総合的なコントロールが必要だと思います。それが政策です。それを実施実現していくためにも何らかの総合的な組織作りが必要だと考えます。交流人口増大のための戦略会議など組織するつもりはないのでしょうか。あるいは、小値賀にふさわしい外部の専門的なアドバイザーなどを選定し、その力を活かして交流人口増大のために本格的に取り組むつもりはないでしょうか。交流人口増大が産業育成にも生活環境を守るためにも大変重要な鍵を握る政策として、町長の目玉の政策になりうると思います。町長に本格的にこれに取り組みことを期待したいと思う訳ではありますが、いかがでしょうか。町長の所信を伺います。

かけ声だけ、精神論だけ、他力本願ではだめです。具体的な行動として町長の姿勢に現れなければなりません。それは、予算であります。さつそく来年の当初予算からその意向が示されなければなりません。財政的に大変厳しい状況にあることは十分に承知しておりますが、一律何%カットなどという安易な予算の組み方ではなく、必要なところには重点的に予算配分する、切るべき所はしっかり切るという姿勢が必要だと思います。ゼロベースで見直してみる覚悟を持ったらどうでしょうか。財政的な工夫を期待するところでもあります。

そして、この政策を進めていくためには住民に良くその政策の方針や事業の意味を理解してもらい、協力してもらわなければなりません。最初の段階では、一部のものの活動や取り組みとしか受け取られず、応援どころか足を引っ張る言動が出てくることもままあることです。今までなかった大きな産業の柱を確立していくことに挑戦するとなれば、多くの住民に理解してもらうことは容易ではありません。広報を通じての十分な情報提供が必要でしょう。その中には、何年でこれくらい交流人口にするの目標値を掲げること、そして段階的な手順や将来的なビジョンなどを具体的に示していく必要があると思います。このような取り組みの必要性について町長はどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

再質問があれば自席よりさせていただきます。

また、二点目の航空路線廃止の経緯と今後の対応と取り組みについて、三点目の公共施設のアスベスト調査と対策についても自席よりさせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 第一点目でございますが、第一産業の活性化は、産地化だけでは不十分だということは解ります。

じげもん推進班では、小値賀の活性化を図ろうと一生懸命努力していることはご承知のことと存じます。

地元の地産地消を図ることと共に、交流人口を増やすことが、地産地消の拡大はもちろんのこと経済効果は大きく、立石議員のご指摘のとおりでございます。交流人口を増やしたいと常々考えておりますし、多方面にわたりご意見、ご指摘を受けながらこのことには取り組んでいきたいと考えております。

二点目についてお答えいたします。

立石議員のご指摘のとおり、島民だけの利用では、各会社とも経営の体力が持たなくなるのではないかと考えております。海上交通機関に限っては、盆・正月は、積み残し客もあると聞いておりますし、人の動きが多くなれば本土との交通機関の維持及び利便性の向上も繋がることは間違いのないことと考えておりますし、交流人口を増やすことが、小値賀町の全体的活性化に繋がると認識いたしております。

三点目についてお答えいたします。

これもご指摘のとおりでございます。立石議員さんが携わっておられる『おちか国際音楽祭』は、交流人口の増加に大きく寄与していただいております。感謝申し上げます。

また、十一月月上旬には、小値賀の若者が主体の「ザ、おちか祭り二〇〇五実行委員会」が、自主的にプロレスの『燃えよ闘魂！ザおちか祭り二〇〇五』を開催し、島外からのツアーまでも企画しております。小値賀町の活性化の一翼を担っております。大変心強く町としても協力したいと考えております。

各課それぞれに事業等計画しており、統一性がない。ご指摘のとおり計画的な推進が必要でございます。これについても早急に連絡調整会を持ちたいと考えております。

外部のアドバイザーの件については、社団法人日本観光協会の「観光カリスマ・アドバイザー派遣事業」がございまして、六月末に申請をし、長崎県で一団体の推薦と難しい中、全国で三十九市町村の中に、当町も入り派遣事業決定の内示を得ており、今年度二回のアドバイザーの派遣を受ける予定で、現在計画をいたしているところでございます。

近年の観光は、体験型に変わってきており、小値賀の豊かな自然を生かした体験型観光による、交流人口の増への展開等、専門的な立場からのアドバイスを受け、これからの小値賀の観光、ひいては交流人口の増加に繋がりたいと考えております。四点目についてお答えいたします。

具体的にということですが、現在、交流人口の増加に大いに寄与していただいております。「おちか国際音楽祭」・夏祭り等については重点的に予算面で措置したいと考えております。また、自然体験型の施設であります野崎学塾村の施設についても老朽化してきており、交流人口の増加をより増やすために、快適・衛生的に利用できるように改修も考えております。このことばかりでなく、交流人口が見込まれるイベント等、民間の方が取り組む事業があれば応援をしたいと考えております。

五項目についてお答えいたします。

交流人口の増大に取り組む必要性や位置付けなどを住民に説明することは、当然のことと考えております。目標値の設定等関係団体の意見も聞き、町民にお示ししたいと考えておりますが、これについては、今年度中に作成したいと思っております。時間をいただきたい。新たな産業を起こすということで、現在、自然学校で豊かな自然を生かした、農業漁業体験型の民泊事業を起こそうと取り組み始めたところでございます。

町・農協・漁協・商工会・担い手公社・観光協会・自然学校その他関係機関が連携し行い、将来的には、民泊で就学旅行も受け入れようということを念頭に取組んでおり、交流人口の増加はもちろんのこと、活性化にも大きく寄与するものとして期待しております。

交流人口の増加には、これからも町民と一緒に取組んで行きたいと考えております。
以上でございます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） この交流人口増大に対する必要性と言いますか重要性というものはほぼ同じような認識に立っているということで質問を続けたいと思いますが、今の答弁の中でですね、各部署でいろんな人口増加策、私はあえて「増大策」と言っているんです。「増大策」と、そんな生っちょろい、相当増大させなきゃいけないと思っておりますから、増大策と言いますけれども、増大策を講じている各部署がバラバラではいけないので、『連絡調整会』などを作っていききたいという答弁でしたが、私はそれでは生ぬるいと思ってるんですね。今までやってるやつを、「今、あんたんとこはどうやってますか？こうやってますか？」「それは連携してやりましょう。」ということよりも、これから新たにしっかりとビジョンを描いてこの方向にもっていくためには「この部署がこれをやれ。この部署はこうやる。やり方はどうだ。」ということをです、しつ

かりとして青写真を書いてですね。所謂大きな柱をしっかりと作って、それで進んでいくということではなければ、今やっ
ておられる横のつながりを連絡しただけでは駄目だと思わねえですね。

そういう意味では私は『戦略会議』というものを作るべきだと。しかもそれは庁舎内だけではなくて、町民全体の力を借
りるということも必要だと思います。町民のそういう方々、そういうことに詳しい方々、或いはUターンして都市部でやっ
ておられた方も帰って来ています。そういう方々の力とか、或いはこういう交流人口を増やすということについて一生懸命
やっておられる、実践をしておられる他町の方々、或いは研究家の方々、或いは会社としてそういうことにアドバイザーと
して乗り出している方々、そういう方々の力を借りてですね、これからの小値賀はどうあるべきかという、ひとつのこの交
流人口増大の青写真をしつかり書くということ。そして今までやってきたものを、その青写真の中に位置付けていくという
こと。そしてこういうことですから、住民の皆さん、大いに一緒にやって行きましょうというようにみんなに説明で
きるのではないかと思うんですが、町長やっぱりこの連絡調整会がいいというふうに思いませんか。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

まず、調整委員会を作りたいと。当然、自然学塾村でもですね、一生懸命今補助金が要らないで単独で頑張ろうというこ
とにしております。

また、来月ですね、町議会議員会ということで、東京・大阪・福岡、それから佐世保の方からですね、お集まりいた
きまして、小値賀会の役員をですね、いろいろそういうことも合わせて話し合いをですね、前向きに積極的にやりたい
と思っております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） これからそういうひとつの体制、組織作りというものをしっかりとしていくことだろうと理解を
しておきます。

私があえてそういう政策を、町長は自分のひとつの中心の政策として掲げるといふことをやったらどうかということ
を申し上げました。で、政策というのはですね、これは今更言うことでもないんですが、当然お解りのことだと思わ
ねえんですが、私もこれを考えているうちにですね、「政策」って何かなあというふうに思ったんですから、ちよつと調べて見ました。

で、政策というのは、英語では「ポリシー」と言うんですね。政策の下に「施策」というのがあるんですね。これは「プログラム」と言います。英語では……。その下に「事業」。各事業というのがあって、それが「プロジェクト」というふうに英語では言うようです。

と言うことになるですね、事業を纏めてプログラムとすると場所があり、そしてそれらを統括するポリシーというのがある。ここに町長の考え方が入ってくるということだろうというふうに思います。そこで、政策というのはですね、ある社会状況を改善するために、ひとつの、或いは幾つかの目的に向けて組織化された資源及び行動という、まあかたぐるしい言い方でありませぬも出ております。即ち、組織化されなければ駄目なんです。バラバラにやっていたんじゃ駄目。そういうことは是非頭に入れてですね、今後、連絡調整委員会からそういうふうな、もつとこの問題だけに集中的に考えていくような、そういう会議になっていくことを期待したいと思います。

それから、先ほどの答弁の中で、音楽祭や夏祭り等のイベント等によつても人を呼ぶということも大事なんだという観点から、重点的にそれらの予算も増やすということも考えたいということではございましたが、私はその予算の問題を申し上げたのは実は個々の、そういうところの予算も大切でしょうが、そりゃあ精査すべきです。でしょうが、私は交流人口を増やすということに取り組むための大きな予算化ということがあってもいいのではないのかという考えです。

それはですね、例えば、先ほどですね、行政報告の中で、情報発信をどのようにしていくかということも課題だということをおっしゃっていただきましたけれども、情報発信、小値賀に来てもらうためには、或いは小値賀でそういうイベントをやっているということを知らせるためには情報発信しなけりゃいけない、情報発信をするためにはお金がかかるんです。そういう取り組みをどうするのか。例えば、福岡辺りでも東京辺りでも夜の八時から十時代の間にはお金のスポットを三十秒間入れるとかということになると莫大な金がかかります。そういうことをやるのか、やるのか。それがやれないんなら他の方法があるのか。その方法はどんな方法が一番いいのか。効率的にはなるのか。うちが出来る方法はどんなことなのか。そういうこともですね、是非戦略的に考えていく、そういう全体を纏める形での予算という、そういうふうなものをですね、是非考えていただきたいということでございます。個々のそういう問題を上げるということではありません。勿論、下げるという話をしていくわけではありませんが……。そういう意味において重点的にこれは大事なんだということについてはですね、きちつと予算化するということが必要であるし、それを町長が私はこの考え方でいきたいんだと、だからそういう予算をし

つかりと組もうじゃないかということの方針として決める必要があるのではないかと。それに合わせて予算を考えるとすることが必要ではないかということをご提言申し上げたつもりでございますが、その点についての答弁をいただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 立石議員さんのご指摘のとおりでございます。

いろいろ政策を積極的に、それから要らぬ経費は切って、そして要るべき事業は積極的にやるべきだということに関しましても同意見でございますし、情報発信等につきましてもいろいろと金がかかるといふことはよく認識いたしております。

今、役場の職員もですね、一生懸命小値賀町が単独で行くために頑張っております。

そういうことで、立石議員さんの意見をですね、踏まえて今後ともいろいろな点につきましても積極的に考えたいと考えております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 最後の方にお聞きした住民に対する情報の提供と言いますか、そういうものも大事だということで、町長もそれは是非に重要だという答弁でしたが、町長が本気なんだという姿勢を実は示さないとですね、上手くいかないんです。

と言うのはですね、現実を申し上げますと、例えば、自然学校の話も先ほど行政報告の中でもされましたし、答弁の中でもされましたけれども……。自然学校もですね、住民の中には「あいつらの自分の好き勝手な楽しみをやってるだけで、小値賀には何にも役に立ってないじゃないか。」という人もいますよ。私も少し携わっておりますが、国際音楽祭についても、「一部のクラシックの趣味のある人間がやってるだけで俺たちには関係ない。」というような感じ。「そういう人間のためになぜ町は金を出すんだ。」というようなことまで言っている方もおられるんです。中には……。全部じゃありませんが……。

それはそうですね。中身が解らなければ、何のためにやっているのかが解らなければ、そういうのが出てくるのは当然なんです。おちか国際音楽祭の実行委員会の中に、クラシックを趣味と持っているのは多分一人ぐらいしかいないと思えますよ。私も含めてほとんどクラシックは解りません。なのになぜやるのかということ、交流人口を増やすためですよ。いかに小値賀に来させるかという、この一点なんです。

と言うことはですね、なかなか理解してもらえないんです。それを町長がですね、交流人口を増やそうと。そのためには夏祭りの位置付けはこうなんだと。こういう効果があるではないかと。自然学校はこうなんだと。こういう効果があるじゃないかということですね、ちゃんと説明していく必要があるんです。

例えば、交流人口をですね、十万人にしたいとします。私は「目標値を上げなさい。」と言ったのはそういうことですよ。「十万人に仮にします。」と町長が言ったとします。それを三年後でもいいんです。次に当選するということを計算してですね、五年後でもいいんです。いや四年後かな…？ それでもいいんです。とにかくその数値を出すんです。そうすると、十万人ですね、小値賀に増えたとですね、それを三百六十五で割りますと、大体二百七十人から二百八十人です。毎日、二百八十人ずつ増えることになるんです。人口が二百八十人増えることになるんです。十万人交流人口増やしただけで…。それをもっと倍々していけば当然計算はお判りだと思えますけども、そういう効果があるんだということですね、噛み砕いて町民に説明して、だから応援してくれということをやるべきだと思います。

そのことについてどのようなご認識か再度伺います。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

いろいろと国際音楽祭で、お陰でモンゴルの方からですね、子どもたちが来ていただいたと。そしていろいろそういう機会にですね、お互いを知り合うという事はいいことだと思っておりますし、今後とも頑張らなければならないと思っております。

今、イギリスの「ラム島」という島がございます。これは小値賀の野崎島と一緒にいますか、鹿がおるといって、そのラム島が年間百万人ぐらいの観光客がいるということで、今、ウエスレヤンとか久留米の方で、いろいろ小値賀の方で交流人口がどうしたら増えるかということで協議をしている中で、先日、役場の職員を一名ラム島に派遣いたしました。

これはまず、目で見てどう感じるか。やっぱり現地に行かなければ解らないことと思えますが、今、そういうことであるんですね、先ほども言いましたが、アレックス・カーさんですね、来ていただいて、「あく小値賀はこげんよかところばいね。」というふうに変えたいので、申し添えておきます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） ラム島の話は、私も今から二十年前に実は聞いております。

そのときに野崎の自然学校が始まったんです。で、そのときに一番中心になったのは、長崎総合科学大学の片寄先生でした。この方がラム島の話を生懸命されてました。やっとなつと二十年経って、やっとなつとうちの職員が派遣できたかなあというふうなことで、それは大進歩だなあと思いますが、そういう意味では本気になって町長やるんだという気持ちをもつともつと強くやっぱり出してほしいというふうに思います。

おちか国際音楽祭のことだけについてちよつと申し述べるとするならば、実はおちか国際音楽祭に今二百二十五万、そのお金を町が投下して、じゃあどれだけ町内に経済効果があったかというのですね、一千数百万の効果があつてゐるわけです。そしたらですね、三割のお金を出してそれぐらいの効果があるというふうには考えられるんです。経済効果を……。それを考えたときですね、考え直してください。公共事業を今までやってきたときに三割のお金で小値賀のあの橋が出来るんですという話になればやっただんですよ。小値賀の中にそれだけのお金が投下できるから、実はソフトでもそれが出来るんだということ。これを是非頭に入れてほしいというふうに思っております。

この問題についてはここまでにしておきます。

今後の町長の姿勢を是非注意深く見守っていきたいというふうには考えております。

それでは、次の第二点目でございますけれども、航空路線廃止の経緯と今後の対応と取り組みについてを伺います。

議会においても、町長共々この航空路線継続の問題については早くから重要視しており、浦委員長の下、交通問題調査特別委員会において調査協議してきたところでございます。まず福岡路線の休止に始まり、今回は長崎路線も廃止になるとのことでございますが、そのいきさつについてもいささか納得のいかないところがございます。住民の皆さんも寝耳に水という方も、また内容をまったく知らず、なぜに突然にと思われる方もおられると思います。

先ほどの、町長の行政報告にあらかたの経緯は説明されましたが、もう少し詳しく内容を把握するために、今回本議会において質問し、その経緯を住民の皆様の前に明らかにしたいと思えます。また、今後の対応を町長はどのようにお考えなのかを伺いたいと思えます。

昭和六十年に航空路線が開通した小値賀空港ですが、その時は「よくこんな小さな離島に飛行機が通うようになったもの

だ」と信じられないという雰囲気でもって航空路開通を喜んでいた私たちでした。当初から小値賀町の住民だけの利用を考えたとき、採算が取れるのかどうかの疑問があったので、「就航を信じられない」という言葉になったのだと思います。県は最初から採算が取れる航空路線だと踏んでいたのでしょうか。そうではないと思います。諸事情を勘案すると、県の当初の考えは採算が取れる航空路として開設したのではなく、最初から県や自治体が赤字補填を覚悟して始まったものだと思います。例えば赤字でも離島と本土部の交通格差をなくすため、離島に住む住民の利便性を高めるために少々の経常経費がかかることは覚悟するとした県の離島に対する崇高な哲学があったのだ推測します。もちろん当時の小値賀町のリーダーたちのご努力があった上だと思えますが……。

それがなぜここに来て来年の三月三十一日で航空路線が廃止ということになったのでしょうか。聞くところによれば、ORCの会社の経営の見直しから、利用率が低く、年々利用者が減少していくので運営が難しいということとか、先ほどの説明のパイロットが補充できないとかあるようですが、当初と比べてどれぐらい利用率が下がっているのでしょうか。また、仮に利用率が下がったとしても、当初より赤字分を県と町で負担してきたのですから路線運営は維持できるはずではないでしょうか。ORCの申し入れがなぜ今なのででしょうか。県の補助がなくなるとのことは本当でしょうか。そうであれば、離島航空路を開設させたときの理念はどこにいったのでしょうか。県としての考え方がなぜこのように変わってきたのか町長の今判る範囲でお伺いをしたいと思います。

現段階では八人乗りのアイランダーでは、例えば満席にしても赤字なのだそうですが、それは当初から分かっていたことではないのでしょうか。近年の経費の高騰で満席にしても赤字となるようになったのであれば、企業努力はどれだけなされたのでしょうか。ORCの小値賀路線における経営維持は具体的にはどのようなようになされてきたのか伺います。採算性が低い路線だから切り捨てるでは、離島に対する当初の県の理念はどうなるのかと思います。県が大株主の会社です。ORCがここに来て路線廃止の申し入れしてきた本当の理由はどこにあるのでしょうか。町長の認識しているここにいたった経緯を含めて伺いたいと思います。

小値賀空港を開港するには、町当局諸先輩の並々ならぬご努力があり、また地権者や地区の断腸の思いでのご決断があったことだと思えます。小値賀全体としてもたくさんの松や植物を切り、地形を変え、自然を壊し、かけがえのない財産をつぶすことと引き替えに設置された空港です。空の路です。このまま、無用の長物にして良いのでしょうか。町長は小値賀空

港開港に結集された多くの人の思いをどのように受け止め、今後どのように対応していくおつもりか伺います。

交流人口の増大を図っていくことについても、航空路は多変重要な武器になります。航空路があると無いでは大きな違いです。小値賀の活性化には交流人口増大策を推進して産業の育成を図らねばなりません。そのためにも海上交通だけでは大きな限界があります。航空路の維持は引いては小値賀の将来の小値賀の活性化に大きな役割を果たすことになると思います。小値賀の生活環境についても大きな役割を果たしている航空路ですが、小値賀の活性化の点について航空路維持を現時点では町長はどのようにとらえておられるのかを伺います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 航空路線廃止の経緯と今後の取り組みについてお答えいたします。

一点目につきましては、航空路開設年度の年間平均乗客率につきましては、小値賀空港が昭和六十年十二月に開港しておりますが、六十年度は三カ月ぐらいの就航でございますので、六十一年度の年間平均乗客率をお知らせいたします。六十一年度は小値賀・長崎便で五二・九％、小値賀・福岡便で五四・四％、両方を平均しますと五三・七％の乗客率となっております。

二点目についてお答えいたします。十六年度の乗客率と比較して、どの程度変化しているかとのことですが、十六年度の乗客率は三四・三％で、六十一年度の開港当時からすると二〇％弱の減少となっております。

三点目の、なぜ路線が廃止になったかということですが、アイランダー路線は、就航当初から採算性が悪く、公費で赤字を補填する状況でした。平成十四年十二月二十七日には、長崎県出資団体あり方検討委員会から最終提言が提出されたのを基に、県は、高速船の就航による海上交通の発達等、航空路線を取り巻く状況が空港開港当時とは大きく変わっていること、利用率や移動手段に占めるアイランダー路線の割合が低く、一人当たりの補助金が他の離島航空路線や離島補助航路に比べて非常に多いこと、補助を実施しながらも利用率が向上しないことなどからも、長崎県の厳しい財政状況の中では、年々赤字が拡大していく中で、路線の廃止はやむを得ないと考えているようです。

四点目についてお答えいたします。県として離島航空路維持に対する考え方がどのように変わったのかということですが、航空路開設以前の当町は本土との交通手段として、海上交通のみで、佐世保まで三時間から四時間、博多までは七時間近く時間がかかっておりました。このような離島地域における空港の整備は、交通の任意性、信頼性をより高めるこ

との一助となり、宇久・小値賀地区への社会経済への効果を期待されることで空港建設が決まりました。これは、空港開設の理念と離島に住む人たちの利便性を考えたもので、同じ県内に住むなら県庁所在地に二時間で行ける配慮で作られたものと思っております。

しかしながら、県は離島航空路線の廃止に向けた道筋として、二〇〇〇年航空自由化による大きな背景があり、不採算路線の撤退方針が大きな引き金となっております。また、航空路線維持にかかる財政負担の大幅な増加、経済圏を結ぶ船の高速化、空路の信頼性の欠如、就航航空会社の運航維持の経営体力不足が大きな要因と思われます。

七点目についてお答えいたします。ORCによる経営的維持はどのようになされたかということですが、ORCに赤字が出た場合は、県七割・町三割の補助で赤字補填を行ってきました。十七年度は県が三千八百七十五千円、町が一千六百三十六万円の赤字補填を予定しております。

六点目についてお答えいたします。ORCの小値賀路線維持が難しくなった本当の理由はどこにあるかということですが、この点については、海上交通の発達で利用者の減少による利用率の低下が続く、大幅な赤字が続く状況にあります。また、パイロットの問題、アイランダー機の問題があるかも知れませんが、本来ならORCは営利企業でありますから、儲かるなら運行すると思っております。現在、県と町で赤字補填を行っておりますが、大口の補助金を出している県の財政難が大きく反映して、小値賀・上五島路線の運行が難しくなったと思っております。

七点目についてお答えいたします。航空路をどのように認識しているかということですが、外海離島の小値賀町にとって航空路線を有することの重要性は強く認識しております。いままで、町民の生活や仕事、医療、商業、交流人口を増やすとか、観光等の経済を支えるライフラインとして重要な役割を担ってまいりました。当町の活性化を図る上では非とも必要な空港でございます。

今後、空港の利活用策として、新たな航空会社の参入の可能性について検討、自衛隊の誘致など、さまざまなことを皆さま共一緒に考えながらいきたいと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 要は、乗り手が段々少なくなってきたというようなこと。それからアイランダーが八人乗りですから非

常に採算性がとりにくい飛行機であるということ。それから県が補助金を出すという方向であまりにも補助金が大きくなってきたという事。そういうふうなことが非常に大きな重要な、このようになった点だろうということ。で理解をいたしました。

当初の利用率が五三・七%から三四・三%、約二〇%ぐらいということを人数にするとですね、わずか一・六ぐらいです。から二人以下、逆に言えば二人乗れば維持できるということになるのかなあと。いやそれでもやっぱり切り捨てる方向にいったのかなあということを思ったりいたしております。

小値賀の人間がですね、常時それに乗れということになると、実は佐世保や大村に常に働きに通勤にそれを使うというなら大いに、或いは病院に使うというなら大いに伸びるんです。そうじゃなければなかなか伸びない。だったらよそからの人間をいかにそれに乗せるかということが大事になるだろうと思えますが、その点については先ほどの交流人口増大策でひとつ伸ばしていきながら町長が答弁になったように「なんとか維持できる方法を考えていきたい。」ということであれば、それも合わせて取り組んでいかねばならないということをご指摘をして、ちよつと時間がないので次へ移ります。

三点目でございますが、公共施設のアスベスト調査と対策について伺います。

昨今、アスベストによる健康被害の問題がクローズアップされてまいりました。アスベストに関する法規制もされるなど、この問題は社会問題となっております。小値賀においても公共施設にアスベストが使用されているのかどうかの把握が必要だと思います。特に学校においては注意深く調査する必要があると思えます。学校を含めた本町の公共施設においてアスベスト使用状況について調査はしているのでしょうか。しているのであれば、その結果を伺いたいと思えます。

さらに、もし使用が確認された場合の対処についてどのように考えているのかを伺います。住民の家屋についてもアスベストが使用されている可能性もあると思えます。個人の家屋については個人で管理するべきですが、情報の提供は行政が行う必要があるでしょう。また、アスベスト使用の家屋の解体の時、空中にアスベストが飛散する可能性があります。そういうことになりましたら隣近所に迷惑がかかるということもあります。自分の家にアスベストが使用されているのかどうかの把握のための情報提供や家屋解体時の作業について留意すべき点など行政指導の必要があると思うのですが、この点についてはどのように考えているのかを伺います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

一点目につきまして公共施設のアスベスト調査の件でございますが、国土交通省の方から県を経由しまして、アスベスト吹き付け等について調査がきております。本町におきましても、公共施設のアスベストの使用状況を調査しております。その中で、公共施設には石綿含有アスベストのロックウール吹き付けを施工した箇所はありますが、アスベスト吹き付けだけの箇所は現在のところはありませんでした。

二点目につきましてお答えいたします。教育委員会が所管している公共施設のアスベスト調査の状況を申し上げますと、現在問題となっている吹き付けアスベストは、吸音、断熱用として昭和五十年以前まで使用されていたとされています。文部科学省は、十月末を目途に使用実態調査を実施しており、八月末日で中間報告をしたところでございますが、教育委員会の所管では、学校校舎等の大半が昭和四十六年より以前の建築であり、離島の体育館も昭和五十一年から五十六年に建設されておりますが、吹き付けアスベストは使用されていません。また、幼稚園・各校の体育館・教職員住宅・図書館・総合体育館・歴史民俗資料館・若者交流センターは平成に入ってから建設されており、比較的新しく、図面による確認でも、これにも吹き付けアスベストは使用されていませんでした。

しかし、平成十六年に製造禁止になりましたが、俗に言う石綿板は随所に使用されているので、今後、解体・改修工事の際には、「労働安全衛生法」「石綿障害予防規則」「大気汚染防止法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、石綿粉塵に対する曝露防止に十分な注意が必要と思われます。その他の公共施設で、調査対象となっております石綿含有吹き付けロックウールが使用されているのは、教育委員会が入っている離島開発総合センターで、ホール・ロビー・浴室等に使用されており、現在、サンプルを採取して、調査機関に含有量の調査を依頼いたしております。その調査結果を見た上で、除去や封じ込め・囲い込み等の改修方法を検討することになるかと思えます。

民間家屋については調査しておりませんが、民間の家屋は殆どが木造で、アスベスト吹き付けは構造上使用していないと考えられます。また、解体等によるアスベストの飛散でございますが、解体届けにより状況の確認をしたいと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 直接的な吹き付けは無しということで安心をいたしました。建材物の中にそういうものが入っているという状況はあるようですから、是非注意深くやっていた方がいいと思います。特に民家の方がですね、なかなか我々もそうですけれども、どの建材物にアスベストが入っているのかということも判らなかつたりするので、そういう点では広く情報を提供してですね、対応していただきたいというふうに思います。

これは肺ガンを起こしたりですね、悪性の中皮腫、ガンですね。そういうものを起こす、そういう可能性があるということです、特に近頃の新聞ではですね、自宅の新築や補修時に吸引したアスベストが原因で中皮腫を発生した可能性があるというところで、今調査中というところがあるようです。

ですから、そういう意味ではアスベストが一般住宅に断熱材や壁材として広く使われた時期がありますので、そういう点では、まあ今の状態ではなんともないんでしょうけれども、修理や解体の時にそういう問題が出てくると。そういう点については是非広報等で周知をしていただきたいと思うし、解体する方にもやっぱり影響を与えるわけですし、その周りの人たちもそうですけど、一番やっぱり解体に従事する人たちが一番大変でしょうから、そういう方々の指導等については、きちんとお考えになっていくべきだと思ふんですが、そのことについてはどのようにお考えですか。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

『解体届』をまずとるということでございます。そしてですね、解体する場合は、業者さんの方をお願いするということが大体がなっておりますので、そういう確認はですね、ちゃんとやりたいと考えております。

議長（近藤一輝） 立石 議員

十番（立石隆教） もう一点だけ伺いをします。

宇久町の方では問題となつてはいるようですが、小値賀においての水道管の石綿管はもう一切ないんですね。これだけを確認しておきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

昨年、納島の方は海底ケーブルですね、全部きれいになつておりますし、今年また唐見崎の方もですね、きれいになつ

たということ、石綿管を使った水道管はもう小値賀の場合はゼロということでございます。

議長（近藤一輝） 五番・末永一朗議員

五番（末永一朗） 私は、今回、急がれる行財政改革についてということで質問しますが、統一選挙以来、我々議員及び町長も三年目に入ったわけですが、その間、いろいろな諸問題があり、本町は合併せず自立の道を選択しましたが、振り返ってみると、果たして自立するための改革ができたでしょうか。

次の三点について伺います。

これまで再三にわたり、行財政改革について一般質問で出されているが、まだ自立するための命がけの行財政改革が見えてこないように思われます。町長が自らこれまでどのような改革をしてきたと認識されているのか伺います。

二点目。町民はいまだに行財政改革がされているのか解らずに不安に思っているが、本町の方向性をきちんと示し、安心して暮らせるまちづくりをする必要があるが、町長の考えを伺う。

三点目。これからの行政は町民との協働で行わざる得ないと考える。それには町民の理解を得る必要があります、理解を得るためにはまず職員の自立するための努力、意識改革が不可欠だが意識改革ができているのか。

また、どのような指導がされているのか町長に伺う。

なお、再質問は自席でいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 急がれる行財政改革についてお答えいたします。

急がれる行財政改革について三点の質問でございますが、関連性がございしますので一括してお答えいたします。

昨今、右肩上がりの経済状況の中で、小値賀町においても、時代の変革に伴い、生活形態の変化などにより、増大した行政需要に積極的に対応してきたため、行政が担う分野が拡大する傾向にありました。

しかしながら、今日、景気の低迷により、町税収入も減収しており、今後も厳しい状態が続くことが予想されております。

このような状況にあっても、行政が取り組まなければならない課題は山積みしております。限られた財源で、これらの課題に的確に対応するためには、徹底した行財政改革を進め、これまでの行財政運営体制を抜本的に見直す必要がありますので、私が町長に就任して以来、行財政改革に取り組んでまいりましたことについて、その内容をご説明いたします。

平成十五年九月に特別職給のカットを行いました。その後、平成十六年四月には旅費を大幅に引き下げ、交通費はすべて実費とし、県内の市町村では旅費支給額が一番低いところとなっております。また、各種委員等の月額報酬五千三百円を、千円に引き下げました。次に各種団体への補助金を廃止・統合・カットを行ない、「最小限の経費で最大の効果」を挙げるための見直しをいたしました。次に消耗品費の無駄を無くすため、予算を総務課で一括管理し、経費の削減を行いました。平成十六年十月には特別職給をさらにカットいたしております。平成十七年四月から職員の退職時特別昇給を廃止し、昇給停止年齢の見直しを行ない、現行五十八歳からの停止を五十五歳に引き下げしております。その他に、手当の見直しで管理職手当の引き下げ・特殊勤務手当の廃止などを行っております。

また、施設運営の効率化を図るため、内閣府から「幼保一元化」の特区の認定を受け、幼稚園児と保育所児を同じ施設で保育する合同保育を長崎県内で初めて行ないました。更に機構改革として、効率的な行政運営とサービスの向上を目指して、課の統廃合や係から班体制への移行を行っております。これらの行財政改革については、「官報おぢか」「おぢか便り」「小値賀町ホームページ」などにより、町民にはお知らせいたしました。新たに本年八月から創刊いたしました町の広報紙により、更なる行政情報を提供したいと思っております。

今後の行財政改革につきましては、小値賀町の十年間の財政計画に基づき、行財政運営の効率化を図るために、職員定数の削減、人件費は平成十六年度現在の国の給与を百とした場合、当町のラスパイレズ指数は八八%弱で、県下で二番目に低い値にあり、今すぐには人件費の減額は厳しいものがありますが、検討したいと考えております。その他に、物件費などの抑制、組織の活性化を図るために、組織運営の効率化、職員の意識改革、人事管理の適正化を進めていきたいと考えております。

次に、職員の意識改革につきましては、地方分権の推進により、政策形成能力や創造的能力、法務能力などが一層求められており、町民の目線に立った行財政運営を行っていくには職員の徹底した意識改革が必要です。過去の慣例や前例にとらわれることなく、常に改善・改革する気持ちを持って仕事に取り組み、意欲と能力が最大限に町民のために発揮できなければなりません。そのためにも、職員一人ひとりが意欲を持って仕事に取り組み、年功序列的な人事管理から能力・実績を重視した人事制度への改革が必要であり、人事異動に当たっては、本人の希望を考慮するとともに、年齢にとらわれない登用を行っております。また、住民サービスの向上を目指した講演会も、職員会の協力を得て実施いたしております。その

他に、職員的能力や可能性を最大限に引き出し活用していくため、各種の研修会に参加させて充実を図っております。さらに職員の意識改革を図るため、全職員にテーマごとにグループ研修を継続的に実施したいと考えております。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 末永議員

五番（末永一朗） 町長はただいま三点に関連ということで一括して答弁されましたが、まず私は一点目の改革のことですが、やはり自立していくための改革となれば、財政の確保つちゅうとが先に立つつち思うとですよね。それで、先ほど町長もやっぱり考えておると言いましたけれども、職員の人件費の削減ですね、これがやはり一番ネックになつちよつとじゃなかるかいと思つてすよ。そこら辺を考えておるつちいうようなことでありましたから、そこら辺を是非今後見直してもらいたいと思つております。

それから、二番目のまちづくりのことですが、やはり今の行政が厳しいつちいうことは町民も解つているわけですから、そういう中身をですね、地区回りして説明して回つてですね、「こういふことだから皆さんも協力して下さい。」といふことで、地域でできることはですね、地域でもらうつちいうような方法を考えてはいないでしょうか。

そこら辺をお願いします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 一点目についてお答えいたします。

今、定年とかいろいろで七名の方が一応退職をいたしております。私の（就任した）十五年の五月以降ですね。そして今入つてくるのが、教育長が一人ということ。実際、六名の削減は行つております。

二点目つきまして、町民への説明ということ、私はこれはぜひともしたいといふふうに思つておりますが、今、十九年度の予算ですね、交付金につきましては、先の、急に解散になりました衆議院などですね、時間がかかつており、もうしばらくしてからですね、各地区の方には説明会に回りたいと、そういうふうに思つております。

以上です。

議長（近藤一輝） 末永議員

五番（末永一朗） よく解りました。

三点目のことですが、やはり職員の意識改革ちゅうとはやっぱり一番大事やと思います。そういう点で、我々も全協で福島の矢祭町のビデオを見て感じたことはですね、ああいうふうにやっぱり厳しくしたところは厳しくやっぱり取り組んでいかなければならないと思うわけですよ。そこら辺を、町長も矢祭町のあのビデオを見て、これから職員に対してどのような指導をしていこうかというふうな、もし考えのあれば、その答弁を聞いて私の質問を終わります。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

今、ここ三年近くで大分意識改革はなされたというふうに思っておりますが、ただ内気な職員もおりますし、ちょっと挨拶をとということでなかなか、前からしたらいと思えますが、まだ挨拶面でもですね、にこっとは笑うんですが、「おはようございます」となかなか、まあ仕事で忙しいせいもあるんでしょうけど……。

ただ、他町と比べた場合に、うちの職員が能力とか何とかがですね、欠如とかいろいろのことは全然考えておりません。一応、今、他の川棚とか、長与、それから時津、合併しない町村で小値賀も含めてでございますが、いろいろと協議会をですね、合併しないということで、町村長、それから、この前は財政課長、それから九州の方で、宮崎県の綾町で合併しない町村長の集まりがありまして約五十二の町村が参っております。

そういうことで、今後、職員ですね、研修とかいろいろ情報交換などをしながら、今後とも前向きに検討したいと考えております。

議長（近藤一輝） 九番・横山弘藏議員

九番（横山弘藏） 私は、次の二点について質問いたします。

第一点は、高速船用の浮棧橋の安全性について。

第二点目は、最近増えている野良猫対策についてであります。

先月十五日、まさしくお盆の最中、あの高速船用浮棧橋の渡り橋が繋ぎ止めているボルトが切れて、ずれ落ちるという事故が発生しております。完成してまだ一年足らずの施設がこうも簡単に壊れていいものではないでしょうか。何が原因でこのようなことになったのか。しかも、台風も来ていない穏やかな日に起きております。お盆の最中であり、乗客が大変多い時期に重なり、一步間違えれば大変なことになったと推測されます。長崎県の管理下にある施設とは言え、小値賀町民の安全と町民

の動脈とも言える航路のしつかりした確保は何をおいても最優先されるべきことであります。

今後このようなことがないよう、しつかりした施設の建設、安全管理が必要と思うのですが、県との交渉も含め、町長の考えを伺いたいと思います。

次に、最近、住民の間で野良猫の被害をよく耳にします。不衛生によるノミの発生、また糞による生活環境の悪化など、役場の方では捕獲することができないようであります。このまま放置していてもいいものかどうか。何かいい方策、対策がないか伺います。

なお、再質問は自席にて行います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 高速船浮棧橋の安全は確保されたのかについてお答えいたします。

議員ご指摘のように、うねりにより浮棧橋のアンカーチェーンが切断し、てこの原理により渡橋のビボット杓アンカー鉄筋に異常な外力がかかり、アンカー鉄筋が四本とも切断しておりました。渡橋落下の危険性が高く、渡橋の使用を一時的に中止いたしました。県北振興局の方には、今後、このような事がないように、防波堤の工事等も含めた対策を講じるようにお願いいたしております。

二点目の、野良猫対策についてお答えいたします。

現在、実施している野良猫対策は、住民の方からの申し出により、捕獲器を貸し出し、捕獲後、本人に指定した場所に持って行っていただいています。保健所の方は、金曜日のみ受付になっており、上五島との間に通う貨物船で搬送しておりますが、天候等で不安定な航路であります。動物虐待などのうるさいこの頃は、県の指導もあり、捕獲した地区の会長さんの「猫の所有権放棄届」という証明書が必要になっております。そういった中で、町による直接の捕獲は困難であります。議員もご存知のように、犬と違い猫は繋がらないので野放しの状態で飼われております。

対策としては、飼い猫の場合は、避妊や去勢の手術をする。かわいいからといって野良猫に安易に餌を与えない。また、餌になるようなものを屋外に置かないなどの方法しかありません。

行政といたしましては、従来の方法と併せて、啓蒙のチラシ等を現在、各家庭に配布しているところでございます。以上です。

議長（近藤一輝） 横山議員

九番（横山弘藏） 野良猫の方にですね、丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

今度ですね、渡橋が落下するという事故はですね、本当にそのときに人が通ったりですね、ちよつとした車が通ったりしないときに起きていますので、何も事故がなかったと思いますけども、管理とかですね、それとか建設は県の仕事と聞いております。しかし、利用するのは小値賀町ですね、そういう意味において小値賀町民に今回は何も事故がありませんでしたけれども、こういうことによつてですね、もしも大事故につながった場合、どうするか。そういうことを考えると、やっぱり小値賀町もわかりですね、県との話し合いをしっかりとですね、設計の段階から、また施工するときにもですね、よく注意する必要があると思いますけども、その辺ですね、県との協議、そのようなところはですね、しっかりとされたのかどうか。

そして小値賀の海ですね、波の動きは地元の人がよく知っていると思います。そういうところを、県にはちゃんと伝えてですね、設計、もしくは施工したのか。あの浮棧橋は、本当は昨年もっと早く利用する状況になっておりました。しかし、途中、海底を深くする工事を設計ミスか何かで後に回つてですね、利用する時期も遅れております。何度も失敗を重ねておりますけども、その辺のところはちゃんと県の港湾課にですね、申し入れて、今後改善策をお願いしているとか、その辺のところをよろしく町長に答弁をお願いします。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

この可動橋につきましては、盆とか正月の一番忙しい時期に事故が起きているということで、十五日、県北の局長、それから建設部長が全部夏休みを返上いたしましたして協議をいたしております。

また、建設課の方もですね、盆休みがとれなくて全員仕事にかかったということ、先日、県ですね、建設部長さんとか会いました、「すみません。どこのコンサルタントにお願いしているんですか。」というふうに聞きましたら、「今、県はしなくてコンサルタントにしてるんだ。」と。で、「そういうことじゃ困る。」と。「こういうアンカーがちよつと短くて、そして干満のひどいときに首吊り状態のような格好でアンカーが上がるような施工では困る。」と。それで、「どうかしてもらわないと、私は町民からいろいろ言われております。」ということを行いましたところ、「来年、沖防波堤の延長、そ

れから今もうアンカーではなくてピシヤツと杭を打つ工法に変えよう。」と。「しばらくお待ちください。」ということですね、今、台船と言いますか、渡橋の元が四本のボルトが切れておりますので、渡橋を上げて、そしてアンカーを一応張り直すと。その間、その台船の方で二回橋を渡ってもらって、町民の皆様には大変不便をおかけしているところでございますが、そういうことでもうしばらくですね、町民の安全対策には十分注意をいたしますし、早急なる抜本的な改革も言っております。

そういうことで、今しばらく待っていたたげればと思っております。

議長（近藤一輝） 横山議員

九番（横山弘藏）

県ですね、交通政策課がよく、先ほど質問にもありましたけれども、飛行機の利用が悪いと。そしてその代わり船の利用が九〇何パーセント、ほとんど船を利用していると。そういう中で、こういう事故があつてはですね、県の言っていることもなんかむなしなものに聞こえます。

どうかしつかりですね、県とも交渉して、今町長が言ったようなことをしつかり実行してもらって、小値賀に来ている会社がですね、渡船を使ってわざわざ高速船まで連れて行つておりましたけれども、そのような経費がですね、嵩むことがあります。ぜひとも小値賀町民の動脈でありますこの航路の問題をですね、しつかり県には対応してもらいますようにお願いしたいと思います。

そして、野良猫の件ですけども、町長の先ほどの答弁で大体よく解りました。

しかし、町民の間ではですね、なぜ役場が以前のように積極的に野良猫を捕ってくれないかという声もよく聞きます。猫のいない家庭はですね、あんまり関係ないと思いますけども、意外とですね、飼い猫を飼っている、猫を愛している人の周りにはですね、よく猫が寄ってきているそうです。そして野良猫に餌をやったりですね、そして子どもが増えたりしているそうです。やっぱり迷惑している家はですね、庭によく野良猫が来て、ノミが発生して迷惑をしているとか、それからどこにでもする糞によって環境が悪くなっているとか、そして家の中に入ってきてちよつと駆け回るとか、いろいろ問題があるところもあるそうです。住民にある程度情報をしつかり流して、猫の捕獲の仕方とかですね、そういったソフトの面ですね、もうちよつと住民に指導をしてはどうかと思っております。

今後、そういうこともですね、よろしくお願いしたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

議長（近藤一輝） これでは一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	五十五分	—
—	再開	午後	一時	三十一分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第五、報告第七号、平成十六事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 報告第七号、平成十六事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告についてご説明いたします。

普通地方公共団体が出資している法人の経営状況につきましては、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づき、議会に提出することになっておりますので、平成十六事業年度長崎県市町村土地開発公社決算報告書を提出し、ここに報告いたします。

議長（近藤一輝） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成十六事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告についてを採決します。
おはかりします。

長崎県市町村土地開発公社の決算報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、報告第七号、平成十六事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告については、承認されました。

日程第六、報告第八号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（松本充司） 報告第八号、財団法人小値賀町担い手公社の経営の状況の報告に関する件についてご説明いたします。

財団法人小値賀町担い手公社は、平成十三年三月二十八日に設立され、農業振興のための育苗や実証展示・新規就農者の育成・確保等を目的として活動をいたしております。

その内容につきましては、報告書記載のとおりでございます。

公社の資本金は、二千五百万円で、その内八〇%の二千万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項の法人に該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出してご報告いたします。

議長（近藤一輝） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 報告書であります。現在、担い手公社の研修生が研修後、営農を営んでおりますけれども、まだまだ私としては不十分ではないかと思っております。

「研修終了後の営農指導強化が課題であります。」というふうに記載していただけますけれども、現在、ハウスとかブロッコリーの露地栽培を主に行っておりますけれども、今後、どのような営農指導を考えておられるのか伺いたします。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（松本充司） お答えいたします。

現在、公社におきましては、四名の方が研修を終了して新規に就農いたしております。四人とも独身でありまして農業をする中で労働力の確保が四人とも大きな問題となっております。それぞれ研修期間中に就農計画を立てて新規に就農に入るわけですが、それぞれの能力と目標とする農業所得がいくらかということ、経営品目の選定を十分に考慮する必要があるので、公社としましては、一応目標としまして、農業所得を三百万というふうな目標を立てて研修後の就農に入るといことで、指導体制を行っております。

内容的には、十アール程度の施設野菜にトマト、或いはアスパラガスの作物等を植えるということと、所得の切り目とくに路地野菜としてカボチャ・ブロッコリー・甘藷、それからそら豆等の路地野菜を組み合わせるといふふうなことで指導していききたいということで、指導方針を立てて指導しているわけですが、公社の指導員が一人おりました。随時指導を行うようにしておりますが、時期によっては育苗とか、そういったものに重なるということ、なかなか十分な指導ができていない状況にありますので、今後は農業改良普及センターとか農協とかですね、連携を取りながら重点的に濃密的な、個別にですね、終了後の営農指導をしていきたいというふうに思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 報告書二頁の方にですね、「小値賀に合う適性品種の選定・栽培技術の確立・水田裏作利用による面積拡大が急がれます。」ということですが、これについての取り組みは具体的に十七年度どのようなやり方、取り組みという、事業というものを考えているのか伺います。

併せて十七年度の予算書を見ますと、収入の部で事業費が一千三百七十六万四千円ほど上がっております。それだけの収入を見込んであることでもありますから、事業拡大を行うんだらうというふうには思いますが、そのことも併せて、このことについて伺いをお願いします。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（松本充司） 十六年度の実績におきまして、品質面の問題というふうなことで書いておりますけれども、これにつきましては、ブロッコリーの品質において、まあ品種によって品種の特性があるわけですが、「アントシアン」といふブロッコリーの実にですね、紫色の着色が出て商品化が落ちるといふふうなことで、十六年度に問題がありました。

そういうことで、品種によつてそういったアントシアンが出る品種、出ない品種というのがはっきりしてきたんで、十七年度はそういった品種の育苗を抑えて、新たに出にくい「ハートランド」というふうな品種を入れていくというふうなことで十七年度の取り組みとなります。

それから、水田裏作利用につきましては、小値賀町におきましては大体水田裏作の利用ということで、利用率を高めようということをしているわけですけど、なかなか飼料作物、牛の餌につきましてはですね、大体年間十八丁から二十丁ぐらいの水田裏作として、冬場の水稲を取った後に牛の餌を蒔くというふうなことで、水田を二回転させて利用率を高めていくというふうなことでやっているわけですけど、なかなか水田裏の利用が伸びないということで、ブロッコリーを水田裏作として進めようということで、今年も担い手公社の所有する水田におきまして水田裏作のブロッコリーを作つて利用率を高めていこうというふうな取り組みをしようというふうなことを考えております。

ただ、水田裏作の利用の場合には、どうしてもブロッコリーの肥料が翌春の水稲作に影響するということで、どうしてもブロッコリーの肥料が残つて翌年の水稲の収穫に影響が出るというふうなことで、なかなかその普及が進まなかったわけですけど、面積拡大が進まないというふうなことでありますので、そこら辺の問題点を公社の実施圃場で解決するようなことをやっていきたいというふうなことを考えております。

次に、十七年度の予算ですけども、事業収入で一千三百万円ほどの増ということで、事業拡大ということでありまして、今年から担い手公社におきましては、労務班を編成しまして、町からの松くい虫の被害木の伐倒とか農業公園の管理、そういったものを行っておりますし、また高齢化が進む中で、町民からの委託事業ということで、例えば宅地の草取りとか、盆前のお墓の草取りとか、そういったものも一応受託事業として取り組んでおりまして、その辺の新たに事業として取り組む収入が約一千万ほどあります。それから、事業収入としましては、従来あったトマトとかブロッコリーの育苗、そういったものも含めまして大体今年は二百五十万ほど事業収入の増を見込んでいるというふうなことで、合わせまして事業収入が一千三百七十万ほどの増というふうな予算を計上いたしております。

議長（近藤一輝）

ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） これはお尋ねですけど、十頁からですね、十二頁に償却資産が書かれておりますが、備考欄の取得価格のうちゅうのは、どういうふうな数字を上げられとるわけですか。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（松本充司） 固定資産の減価償却の表の中で、備考欄に「取得価格」というのは、実際の機械の価格です。それと、左から表の四列目から五列目の取得価格というのは、この価格から町の補助金、県の補助金を差し引いた額が取得価格として計上しております。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 本来、担い手公社の目的は、「担い手の育成」ということが趣旨にも書いております。

そういうことで、十六年度の第四期生ですかね、三名の内、二名が年度途中で研修を断念と……。何で断念したのかという一つの理由と。

それから十七年度に募集しているけれども、数名の応募はあつたと。ところが採用にいたっていないと。そういう本来の趣旨からちよつと担い手を育成することはできんつちゆうことは少しおかしいんじゃないかと思うんですけども、その研修を断念した理由とですね、採用にいたらなかった理由とお聞かせ願います。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（松本充司） お答えいたします。

お手元に配布しております報告資料の八頁を見ていただきたいと思いますが、担い手の研修生は現在、第四期生が研修に励んでおりますが、第四期生の内に浜田君と鈴木さん、この二名が断念をいたしております。

と言うのが、浜田さんが平成十七年の二月に、鈴木さんが平成十七年の三月に研修を断念ということですが、その浜田さんの理由につきましても、彼は青年海外協力隊員あたりも二回行くというふうな方でありまして、非常に向学心旺盛な青年でありましたけども、なかなか協調性がないということと、実は小値賀町担い手公社におきましては、公社発足後、途中で研修を断念した場合、正規な（理由として）理事長が認めなければですね、毎月、Ｉターンの町外からの研修生には十一万、町内Ｕターンの研修生には十万の毎月の手当てを払ってわけですけど、「卒業後五年間は小値賀町で農業、或いは農業に係る仕事についてもらいます」ということで、もし年度途中で辞めた場合には、「払った手当ての半分を返してもらいますよ」というふうな規定を理事会で作っていただきました。

で、浜田さんを採用するときには、そういう規定というものがありませんでした。それで、浜田君の方に今回、「君を採

用するときにはそういう規定がなかったけども、十七年度からはこういう規定で研修を受けてもらいますよ。」ということ
で、再度彼に確認しまして、「そういうものができるならば、私はこれ以上研修は続けられません。」というふうな返事だ
ったものですから、理事会で諮って、「そうしたら断念して下さい。」ということでも申し述べました。

それと、鈴木さんにつきましては、東京の方なんですけども、女性の方で、彼女は非常に熱心だったんですけど、地元の
農業者と結婚をしたということ、本人は結婚後も研修を続けたいというふうな意向があったんですけども、三月にです
ね、お腹に子どもがいるということ、もしその子どもに事故でもあれば大変なことになるといふふうなことで、三月十三
日をもって研修の断念というふうなことになりました。

それから、研修生の募集についてですけど、そういう質の高い、やる気のある農業担い手公社の研修者を募集したいと
いうことで、研修制度も充実し、或いはそういういった研修の要綱とか、そういうったものもちゃんと整備してですね、新たに募
集を始めたんですけど、今年になってから全部で七名の問い合わせがあつております。その内、県内が二名、県外から五名、
県外の方は一人はアメリカ国籍の方で、ハワイにおるといふことで、家族を連れて来たいというふうなことで熱心に問い合
わせがあつておりましたけども、家族四人、奥さん含めて子ども二人ですが、「月十一万の研修手当てで二年間子どもを養
うということは非常に大変ですよ。」というふうなことで問い合わせをしまして、本人はもう来たかったんですけど、「ち
よつと無理じゃないか。」というところで、こつちからは「駄目ですよ。」とは言いませんでしたけど、本人が「ちよつと見
合わせます。」というふうなことでの募集の経緯がありました。

もう一人、岡崎市の方は、夫婦で今勤めてるけど、離島で農業をしたいということ、ここは奥さんも一緒に地元に来ま
して非常にやる気もあつたし、真面目な方の方だったので、本人のところへ電話で確認をしましたが、「今の会社があ
うしても離れられないので、もう少し考える期間を下さい。」というふうなことでの問い合わせもありました。

このように、非常に今までこの研修事業を始めて九名の方々が研修としてこつちに入ってますけど、実際、残っている方
が今の研修生を含めて五名です。あと四人は、途中で研修断念というふうな経緯もあるもんですから、採用に当たっては慎
重に、例えば新規に就農してＩターンで来た場合には、「それなりの貯蓄がなければ無理ですよ。」ということ、現在は
貯蓄残高のコピーまでですね、書類に付けて添付をしております、研修生の確保という観点もあるわけですけど、より質
の高い研修生を採用したいというふうなことで、現在のような状況になっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 一頁ですね、農業振興事業において、永田農法においての高糖度プリンスメロン、またはタマネギの試験栽培に取り組んでおられますが、その成果があればご報告をお願いします。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（松本充司） 永田農法につきましては、皆様方ご存知だと思いますけど、独自の栽培方法でNHKとかそういうマスコミ等にも取り上げられておまして、全国的に永田農法での作物というのが有名になっております。

一昨年、この永田さんがですね、小値賀町においでられました、公社においても、その永田農法で作物を作ってはどうかというふうなことで話があつております。

それで、作物的には高糖度プリンスメロンとタマネギというような物を取り組んだらどうかということで、二つの作物につきまして展示圃場を設置して栽培を行っております。高糖度プリンスメロンにつきましては、四月定植の八月収穫の作型で取り組んでおりますけども、「こういった作物を作ったらどうですか。」という話がありますが、その後は何の指導もないというようなことで、四月定植から七月収穫のプリンスメロンでは、糖度が高湿でありますので、高温であつて熟度が早くなるということ、早く腐れるということ、商品にならないというふうな結果でありました。また、タマネギにつきましては、一月定植の六月収穫ということでありまして、永田農法の指導の内容で元肥無し、最初から最後まで液肥で栽培するというふうな栽培方法で、面積は少なく二アールほどで栽培したんですけど、結果は玉の肥大が悪くて小玉が多かったと。それから糖度は十三度程度と、甘味は強かったんですが、その分だけ貯蔵性が悪くなるということで、七月には腐敗が始まって九月からは出荷は無理ということでありました。

プリンスメロン・タマネギ両方ともですね、一応サンプルを東京の方まで送って試食をしていただいたんですけども、その後は送った品物ですね、評価についても何も連絡がなくて、販売先についてもなかなか連絡がいかんかったということでありますので、今後、小値賀町担い手公社につきましては、この永田農法での栽培についてはちよつと問題があるんじゃないかなというふうな結論であります。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

横山議員

九番（横山弘藏） 十七年度の研修生がまだ見つからないということで、今後ですね、担い手公社の研修生がこのま

ま不足したまんまでもですね、当分の間やっていけるかどうか。

そしてこのように途中でですね、研修生が不足すると、今後の見通しにもですね、少し支障が出てくるような気がするんですけども、その辺はどのように考えますか。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（松本充司） 先ほどの募集につきましても、ちょっと話しましたけど、いろんな方法で一応募集をしております。インターネットは勿論、北松西高にも出向きましたし、町内の回覧、それから館報、それから町長が出郷者の総会に行くときもパンフレット等を持って行って、「いろいろこういうことをやっています。」ということでもPRをしてるわけですけど、今後は大学の農学部辺りもですね、募集の文書を送って、また公募したいというふうに思っておりますが、とにかく誰でもかかれでもじゃなくて、理事会におきましては、質の高い、できるだけインターンじゃなくて、Uターン者を基本的に募集していくように、またインターン者である場合は、小値賀町で農業をするという強い意思をもってる方、こういった方々を限定して採用していきたいというふうに思っております。

もし、研修生が採用にいたらなかった場合につきましては、先ほど言いましたけど、十七年度から担い手公社の方に『労務班』を編成しております、育苗とか、それから農業振興事業の各種生産事業、こういったものには労務班を振り分けしてですね、そういう作業に当たらせておりますので、当面、公社のいろんな事業に支障をきたすというふうなことは直ぐは出てこないというふうに思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を採決します。
おはかりします。

財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、報告第八号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件は、承認されました。

日程第七、報告第九号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長(筒井英敏) 報告第九号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件についてご説明いたします。

小値賀交通株式会社は、平成八年八月三十一日に第三セクターとして設立され、同時に西肥自動車株式会社より事業を受け継ぎ、同年十月一日から廃止路線代替バスとして運航を開始し、今日まで無事故で運行を継続してきております。

資本金は二千万円で、そのうちの八五%の一千七百万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項の法人に該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出し、ご報告いたします。

議長(近藤一輝) これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

浦 議員

四番(浦 英明) 七頁の損益計算書ですね、これの修繕費が九十二万七千三百六十円というふうに昨年度よりも一応倍増になっております。これの修理の内容を教えてくださいのと、それから最後の頁の十九頁には、固定資産の減価償却内訳表というのがあります。これの下から四番目ですね。ここに『車両』というのがあります。これの取得年月日が九三年の二月と、もう一つが九四年の二月。それと、取得価格が一番右端に書いておりますけども、二台合わせまして約二千六百万円ぐらいというふうになっておりますけども、これは九三年ですから十二年ぐらいを経過しておるということで、そろそろ買い替え時期にきているのではないだろうかというふうに考えとるわけなんですけど、この車両については今後どのように考

えているのかをお伺いいたします。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） お答えいたします。

修繕費のところは今年度は去年からいたしますと、五十四万ほど上がっております。これが車両購入してから随分と時間が経ちまして大分ガタもきていっているということでございますけれども、私たちの方もこの修理費が上がるということで、何でもということ、この決算前にどうしても修理が必要だということ、と申しますのが、オイルサスペンションですか、これを二台とも替えなければオイル漏れが大分ひどくなっているということ、それを車検の折に替えさせていただいて五十四万ほど車検が多くなっております。

それから、車両を購入いたしましたして随分と車体も古くなっているということ、これも去年の総会、今年の総会と話は出ております。私の方からはいろいろは申せませんが、そろそろ買い替え時期が近まっているということは間違いないことと、総会の折にどうなるかですけれども、今の型よりも小さい少人数、二十名前後ぐらいのバスを購入という話は出ております。

以上でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

三番（小辻隆治郎） 平成十六年度に八百万の補助金を得てですね、尚且つ百八十八万あまりの損失になっています。そして今度は平成十七年度においてもまだ八百万補助しております。その八百万という補助金が適切かどうかはまた検討の余地があると思うんですけども、今後、小値賀交通をですね、どういう方向にもっていくのか。三セクでいくのか。その将来についてですね、ちょっとお伺いします。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

毎年、八百万の町補助金が要っているわけでございます。そしてその中に経費を見ますと、車の修理代、それから油代ということ、多額の経費を要しているわけでございます。また、車がちょっと中型で大きいということで、今、通行している車で朝以外はですね、一人か二人しか乗っていないと。それで、二台とも中型は要らないということで、来年ぐらいからで

すね、小型のバスに替えようというふうに考えております。

また、私、去年から言っているわけでございますが、もう補助金の垂れ流しというようなことはやめてほしいということで、去年から検討をして今度の総会の場でもすね、早く車のみをすね、した場合に、あと二年ないし三年で補助団体からすね、脱却してほしいというふうに今相談中でございますので、まだ結論は出ておりませんが、この点についても今あつちの方と検討をしているところでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） ただいまのことと関連をいたしますが、十六年度で累計の損失が一千五百十四万円になっております。五頁を見ていただきたいと思いますが、この累積の欠損金がすね、一千五百万を超えてきておりまして、資本金が二十万ですから、もし欠損金がこれを上回ってくるということになれば、途中で解散をするというときには、また尚且つ持ち出しが出てくるということになるのではないのでしょうか。

ということを考えて上で、本年度百八十八万ほどの欠損が出てるわけですが、その損失を来年もあると考えた場合です、三年もたないのではないのでしょうか。というふうに考えると、もうこのことについて第三セクターで存続させるということをおののまま続けるか否かということは非常に今話しておかないといけない問題ではないのかと。

所謂、この資本金を欠損金が上回った場合に慌ててやってもすね、問題ではないだろうか。所謂、会社を解散するときにもまた町として持ち出しをしなけりやいけないという問題が起きるのではないかと心配をするんですが、その件については町長どのように認識しておられますか。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

立石議員さんのご指摘のとおりでございますが、このままではちよつとやっていけないというふうに認識いたしておりますし、いろいろのすね、リース業とかいろいろの分野にも手を出していただきながら、早急にすね、対応策を考えたいと考えております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） この決算書を読みますと、従来と違ってすね、私たち議会において「諸収入と別の収入も一生懸命図

るように努力すべし」ということをご指摘をしておりましたけれども、それについてもいくらか努力をされてですね、三万八千円ほど上がっております。これは努力を認めるとしても、今の欠損金から言うと、『焼け石に水』でありましてですね、これは、そんなふうなことの工夫だけでもうやっていけるのかなあと。そんな時代ではないのではないかとこのことを思います。

そこですね、いろんな工夫をとということでございますから、そういう広告収入もやりながら尚且つ、このリース業の追加ということですね、行おうということなんでしょかね。十六年度事業報告書に『定款・規約・規程等』というところにですね、「定款：事業の追加（リース）、商法改正による変更」とありますが、もう定款の変更を、「リース業もやる」というふうに変更したんですか。

そしてもう一点。それはリース業だけですか。レンタカー業ということも含まれてるんですか。併せてお伺いします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

これは、リースとレンタル業二つとも備えております。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） 補足説明をさせていただきます。

この定款の変更をさせていただきまして、総会の折に認めていただきまして、先ほど町長が申しましたように、リース、それからレンタル両方ともやるということにしておりますけれども、十六年度にリースの方もやりたいということで頑張りましたけれども、十六年度に一件のリースもできませんで、来年のことを申し訳ありませんけれども、来年の方にはリースは上がってきます。

それから、レンタル関係の方がこの定款の方に謳っておりますけれども、私たちの方がレンタル事業につきましてはまったく素人でございます、長崎県の方の交通協会ですか、その方に一応お尋ねをするということで、この前出て行く予定がちょうど台風で出て行けません、今度また詳しくはこのレンタルがどういふふうにすれば出来るのかということをお聞きしてまいりたいと思っております。

議長（近藤一輝） 立石 議員

十番（立石隆教） そのレンタカー業をもしやるといふことを、今年度十七年度考えているといふことであれば、十七年度の事業計画、所謂予算書の中に、レンタカーがなくてレンタカー業を出来るわけないんですね。その車をどうやって買うのかとか、どうやって調達するのかというのは見えないんですが、定款だけ謳って事業そのものはやる気がないということですか。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

副社長さんが福岡モーターズというふうになっております。

で、このレンタル業につきましては、もう小値賀交通はですね、福岡さんの元にとってほしいということをお願いしてやるわけですが、このレンタルとかりースにつきましても、車の方はですね、福岡さんの方をお願いしたいというふうに思っております。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	十六分	—
—	再開	午後	二時	二十八分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

町長（山田憲道） お答えいたします。

先ほどの件でございますが、将来のことを申しまして、福岡モーターズの件につきましては、訂正させていただきます。それから、リース・レンタルにつきましても今申請中でございますので、この件につきましては成果報告ということでございます。後ほど、この件につきましても、また皆様と相談しながら決めたいと考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を採決します。

おはかりします。

小値賀交通株式会社の経営状況の報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、報告第九号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件は、承認されました。

おはかりします。

日程第八、議案第四六号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について及び日程第九、議案第四七号は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、日程第八、議案第四六号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について及び日程第九、議案第四七号を一括議題とします。

議案第四六号、議案第四七号の提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(大黒泰三) 議案第四六号、議案第四七号についてご説明いたします。

本議案は、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更を行うものごさいます。

平成十七年十月一日に平戸市が設置されることに伴い、平戸市、北松浦郡大島村、生月町、田平町が長崎県市町村総合事務組合から脱退し、平戸市として加入することになりました。

また、平成十七年十月十一日に雲仙市が設置されることに伴い、南高来郡国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町及び南串山町が長崎県市町村総合事務組合から脱退し、雲仙市として加入されます。

この廃置分合に伴い、吾妻愛野学校給食組合が解散されることから、当組合から脱退するものであります。よって、当組合を構成する地方公共団体の数の減少に伴い、組合の規約の変更が生じますので、これらの協議につきまして、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決が必要になりましたので、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第四六号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四六号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四六号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第四七号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四七号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四七号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程第十、議案第四八号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について及び日程第十一、議案第四九号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び日程第十二、議案第五〇号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加とこれに伴う規約の変更については、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、日程第十、議案第四八号及び日程第十一、議案第四九号及び日程第十二、議案第五〇号を一括議題とします。

議案第四八号、議案第四九号、議案第五〇号の提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第四八号、議案第四九号、議案第五〇号についてご説明いたします。

平成十七年十月一日に平戸市が設置されることに伴い、大島村、生月町及び田平町が平成十七年九月三十日をもって、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合から脱退することにより、組合規約を変更する必要があります。

また、平成十七年十月十一日に雲仙市が設置されることに伴い、国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町及び南串山町が合併されることにより、これらの町が廃止されることになり、平成十七年十月十日をもって、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を構成する地方公共団体からこれらの町を減ずるものであります。

なお、平成十七年十月十一日に雲仙市が設置されることにより、本組合へ加入することとなり、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数が増加し、規約の変更が生じるため、その協議につきましては、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決が必要となりましたので、ご提案申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第四八号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四八号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四八号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第四九号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四九号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四九号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少については、

原案のとおり可決されました。

これから、議案第五〇号についての討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五〇号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加とこれに伴う規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五〇号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加とこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程第十三、議案第五一号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更について及び日程第十四、議案第五二号は、関連がありませんので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、日程第十三、議案第五一号及び日程第十四、議案第五二号を一括議題とします。

議案第五一号、議案第五二号の提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第五一号・議案第五二号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてご説明いたします。

長崎県市町村土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と、住民の福祉の増進に寄与することを目的として、地方公共団体の出資により設立されております。

このたび、市町村の廃置分合に伴い、公社の設立団体である大島村、生月町及び田平町が平成十七年十月一日に、「平戸市」として施行され、当該三町村については公社を脱退します。

また、国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町及び南串山町が同年十月十一日に雲仙市として施行され、市制施行後も公社に加入することから、公社定款の変更が生じております。

つきましては、定款の変更をするときには、公社定款第十六条第一項第一号及び公有地の拡大の推進に関する法律第十四条第二項の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、都道府県知事の許可を受けることとなっておりますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第五一号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五一号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを採決します。
おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五一号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決されました。これから、議案第五二号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五二号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五二号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第五八号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（山田憲道） 議案第五八号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてご説明いたします。

増元委員が、本年九月末日をもって四年間の任期満了になります。

人のお世話もよくされ、教育にも熱心でございますので、再任をお願いしたいと思いますので、ご同意のほど、よろしく
お願い申し上げます。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第五八号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

おはかりします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五八号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第十六、議案第五九号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（山田憲道） 議案第五九号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてご説明いたします。

大黒委員が、本年九月末日をもつて任期満了になります。人柄につきましても、皆さん、ご承知のとおり大変まじめで、人のお世話もよくされ、教育にも熱心でございますので、適任と考えております。

ここで再任をお願いしたいと思っておりますので、ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第五九号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

おはかりします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五九号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第十七、議案第六〇号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（山田憲道） 議案第六〇号、固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてご説明いたします。

地方税法第四百二十三条第一項の規定により、固定資産評価審査委員会が設置されており、この委員会の委員の選任については、同条第三項の規定により、議会の同意が必要でございます。

平田信彦氏は、土地・家屋の評価事務及び税務実務経験の豊富な方で、この固定資産評価審査委員会委員として、適任者だと思えます。

同意いただきますと、平田信彦氏の任期は、平成十七年十月一日から平成二十年九月三十日までの三年間となります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第六〇号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。おはかりします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六〇号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

おはかりします。

ただいま、町長から、議案第六一号、工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、議案第六一号を追加日程第十八号として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第六一号、工事請負契約の締結についてを、追加日程第十八号として議題とすることに決定しました。
しばらく休憩します。

―	休憩	午後	三時	二分	―
―	再開	午後	三時	五分	―

議長(近藤一輝) 再開します。

追加日程第十八、議案第六一号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(中村敏章) 議案第六一号について提案理由のご説明をいたします。

小値賀地区地域水産物供給基盤整備事業基本計画に基づきまして、柳漁港マイナス三メートル岸壁を、浮体式岸壁に改良するものがございます。九月十四日に入札を行い、門田建設株式会社が落札し、入札書記載金額六千四百万円に消費税を加算した金額六千七百二十万円で契約を締結したいと思います。

地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

それでは、工事の概要をご説明いたします。

柳漁港浮き桟橋の右手のマイナス三メートル岸壁LⅡ七十メートルを改良するものですが、一函約十四メートルのFRP製浮体函五函を設置いたします。本町は干満の差が激しく、漁船への乗り降り、荷揚げ等に支障をきたしております。今回浮体式岸壁に改良し、これを解消するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六一号、工事請負契約の締結についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六一号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。
本日は、これにて散会します。
明日は、午前十時より開議します。

― 午後 三時 九分 散会 ―